

令和 7 年第 2 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 1 月 2 3 日（木曜日） 至午後 5 時 0 0 分		場 所	公安委員会室
会 議 出席者	公安委員	吉田委員長 甲斐委員 小野委員 宮尾委員 野口委員		
	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第 1 聴聞等についての決裁

聴聞 5 件、意見の聴取 1 4 件についての決裁（運転免許課）

第 2 定例会議

1 令和 6 年中の交通事故発生状況について

警察本部から、令和 6 年中の交通事故発生状況について報告が行われた。

公安委員から「交通事故の発生に関しては様々な視点から分析できると思うが、効果的な対策に結びつけていくためには、分析のための分析ではなく、対策のための分析となるよう更なる工夫を凝らしていただきたい。」旨の発言や、「交通安全に対する意識付けは警察だけの仕事ではなく各自治体の責務でもあることから、こうした事故分析の情報を警察から自治体に伝えるなどしてほしい。」旨の発言があり、警察本部から「交通事故抑止のためには、やはり地道な対策が重要である。的確な事故分析によって特徴を捉え、しっかりと情報発信を行い広報啓発を図ってきたい。」旨の説明があった。

2 令和 6 年度九州管区広域緊急援助隊合同訓練について

警察本部から、大規模災害発生時における広域的な即応力や高度の救出救助能力等を有する災害対策のエキスパートチームである広域緊急援助隊の九州管区合同訓練が、2 月 1 3 日、八代市において実施されることについて報告が行われた。

公安委員から「自治体、消防、自衛隊、病院など関係機関との対処訓練や連携確認をしっかりと行う良い機会である。こうした機会を捉え、例えば、訓練の想定や実施状況を広く県民に周知することにより、社会全体の意識向上を図ることもできると思う。今回の訓練の企画に当たって工夫したことはあるか。」旨の発言があり、警察本部から「即応部隊である広域緊急援助隊の九州管区内における訓練は 5 年ぶりであり、九州各県警等の警察関係者約 4 0 0 人、関係機関を含めると合計 5 0 0 人規模の大がかりな訓練となる。また、訓練想定を現地で起こりうる現実的なものにして、より実戦に近い訓練となるよう留意した。」旨の説明があった。

3 警察官 B 及び警察事務採用試験の実施結果について

警察本部から、警察官 B 及び警察事務採用試験の実施結果について報告が行われた。

公安委員から、「職員採用についてはどこも厳しい状況である。最近は働く条件として収入や自己実現を重要視する若者が増えているが、これをすべて満足させることは難しいというのが社会の現実である。そのような中で必要な人材を確保していくためには、様々な工夫が必要になってくる。例えば、警察学校での集団生活に不安を感じている若者が受験を躊躇するケースもあるようであるが、そういった不安を解消するための前向きな情報発信を行ったり、あるいは小学生や中学生へのアプローチなど長い目で見た取組を行うなど、こうした取組を効果的に展開するために知恵を絞っていただきたい。」旨の発言や、「危険で怖いといったイメージを払

拭し選ばれる職場になるためには、警察における仕事の楽しみや柔軟な働き方について広く理解してもらうことが重要である。」旨の発言があり、警察本部から「職員採用は非常に厳しい状況にあり、喫緊の課題であると認識している。改めて、どのような情報をどのような手段で発信していくべきかということについて、今の若者の感覚にマッチしたものになっているかという点を踏まえながら改めて確認・整理を行い、たくさんの方に受験していただけるよう努めていきたい。」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

- 1 令和7年春の組織改正及び令和7年度地方警察官の増員についての決裁（警務課）
- 2 猟銃等所持者の取消処分に関する決裁（生活環境課）
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準等の一部改正についての決裁（生活環境課）
- 4 交番等に関する熊本県公安委員会告示の一部改正についての決裁（地域課）
- 5 犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の改正についての決裁（広報県民課）
- 6 犯罪被害者等給付金の裁定についての決裁（広報県民課）
- 7 苦情（R6. No.23、No.24）の調査結果についての決裁（人身安全対策課）
- 8 ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況についての報告（人身安全対策課）
- 9 監察についての報告（監察課）
- 10 審査請求（R6. No.4）の裁決についての決裁（公安委員会事務局）
- 11 審査請求（R6. No.8）に係る弁明書の送付についての報告（公安委員会事務局）
- 12 審査請求（R7. No.2）の受理についての報告（公安委員会事務局）
- 13 令和6年第29回～第32回公安委員会会議録の決裁（公安委員会事務局）